

令和6年度 第2回 調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会 議事録

日 時 場 所	令和7年2月20日（木） 午後1時から午後2時まで 各施設（Z o o m会議）
出 席 者	1 調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会委員15名 ※多摩府中保健所，障害福祉課，健康推進課，子ども発達センターは代理出席 ※調布心身障害児・者親の会は欠席 2 事務局（福祉健康部子ども発達センター）
議事次第	1 子ども発達センター長あいさつ 2 委員自己紹介 3 議題 （1） 調布市における医療的ケア児の状況 （2） 令和6年度第2回実務者会の報告について （3） 「調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン（案）」の状況について （4） 医療的ケア児の認可保育園申込みについて 4 その他 【配付物】 資料1 調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会委員名簿 資料2 調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン（案）の概要
議 事 録	〈 事務局 〉 初めに，次第1 子ども発達センター長から挨拶をさせていただきます。 〈 子ども発達センター長 〉 皆様，こんにちは。本日はお忙しい中，御出席いただき，ありがとうございます。今年度2回目の連絡会です。本日は，医療的ケアが必要なお子さんの状況の報告，それから，10月に開催した実務者会の報告をさせていただいた後，小・中学校や保育園における医療的ケアについての取組について御説明いたします。 委員の皆様の任期中では今回の会議が最後となりますので，また改めて委員の推薦などをお願いすることになります。この2年間，皆様お忙しい中，会議に御出席いただきまして，貴重な御意見を頂戴できました。誠にありがとうございます。ぜひこれまでの検討内容を熟知されている皆様に継続して担当していただければと思っております。 本日は，短い時間となりますが，たくさん御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〈 事務局 〉

それでは、次第の２ 委員の自己紹介に移らせていただきます。資料１が委員の一覧となっております。名簿の順番に所属とお名前の紹介をお願いいたします。なお、名簿の６番多摩府中保健所、１２番障害福祉課、１４番健康推進課は、代理の方が御出席と伺っております。１３番子ども発達センターも代理出席となります。また９番調布市障害児（者）親の会の委員が御欠席となっております。

それでは、名簿の１番から自己紹介をお願いいたします。

〈 会長 〉

皆さん、こんにちは。僭越ながら会長をさせていただいております。調布市内でクリニックを開業させていただいております。

〈 医療機関・団体委員 〉

訪問看護ステーションで所長をしています。よろしくお願いします。今、小児は３名と少ないのですが、対応させていただいております。よろしくお願いします。

〈 障害福祉関係機関委員 〉

重心のお子様を中心に、放課後等デイサービスと児童発達支援を行わせていただいております。管理者をさせていただいております。よろしくお願いします。

〈 障害福祉関係機関委員 〉

調布市子ども発達センター通園事業です。よろしくお願いします。

〈 保健機関委員代理 〉

多摩府中保健所です。本日はよろしくお願いします。代理出席となります。

〈 教育関係機関委員 〉

府中けやきの森学園です。よろしくお願いします。

〈 教育関係機関委員 〉

調布特別支援学校です。よろしくお願いします。

〈 保育課委員 〉

保育課です。よろしくお願いします。

〈 児童青少年課委員 〉

調布市児童青少年課です。よろしくお願いします。

〈 障害福祉課委員代理 〉

代理で出席しています。他にもう１人参加しています。よろしくお願いします。

〈 子ども発達センター委員代理 〉

代理で出席しています。よろしくお願いします。

〈 健康推進課委員代理 〉

代理で出席しています。よろしくお願いします。

〈 学務課委員 〉

調布市教育部学務課です。どうぞよろしくお願いいたします。

〈 指導室委員 〉

指導室です。よろしくお願いします。

〈 事務局 〉

ありがとうございました。

本日は、東京都医療的ケア児支援センターからお二方に御出席をいただいております。では、東京都医療的ケア児支援センターから御紹介をお願いいたします。

〈 東京都医療的ケア児支援センター職員 〉

東京都医療的ケア児支援センター（多摩）です。今日は傍聴させていただくということでよろしくお願いいたします。

〈 東京都医療的ケア児支援センター職員 〉

同じく支援センターです。傍聴させていただきます。よろしくお願いいたします。

〈 事務局 〉

ありがとうございました。

3 議題に移ります。ここからの進行は、会長をお願いします。

〈 会長 〉

議題を進行させていただきます。

まず、議題（1）調布市における医療的ケア児の状況について、事務局からお願いします。

〈 事務局 〉

調布市における医療的ケア児の状況について御説明をさせていただきます。まず全体の人数ですが、令和7年2月時点において、調布市で把握している18歳未満の医療的ケア児の人数は、全体で34人です。年齢の内訳として、未就学児の方が16人、小学生の方が12人、中学生の方が3人、義務教育を修了した方が3人になります。未就学児の中で来年度就学予定の方がお二人いらっしゃいまして、府中けやきの森学園に就学予定です。また、在宅人工呼吸器を使用している医療的ケア児の方が全体で7人いらっしゃいます。その中で24時間呼吸器を使用されている方が3人になります。それから、就学予定の方に関しては、今申し上げたお二人のほかに医療機関に長

期入院されている方が1名いらっしゃいます。就学後も入院を継続される見込みであることから、34人の中には含めておりません。

事務局からは以上です。

〈 会長 〉

では、議題（2）令和6年度第2回実務者会報告に移らせていただきます。障害福祉課委員から報告をお願いいたします。

〈 障害福祉課委員代理 〉

障害福祉課から報告させていただきます。その前に、事務局から報告のあった24時間人工呼吸器を使用している方について、3人とのことでしたが、もう一度調べたら、もしかしたら1人は24時間ではない可能性がありまして、現在分かっている人は2人ということで訂正させてください。

それでは実務者会の報告をさせていただきます。この連絡会の庁内委員をメンバーとして、年3回実施しております。10月11日に2回目を実施したところです。内容として、まず医療的ケア児の全体の状況を共有しました。それから、2名の方が就学ということで、支援の進捗状況や、御家庭の情報を共有し、スムーズに就学ができるように情報共有しました。それから、今年は保育園の入所についても、各課が保護者の方から相談を受けたということがありましたので、その情報共有をしました。保育課に入園希望の相談があった方については、相談内容や医療的ケアの状況などについて共有しました。本日保育課からも報告があると思いますが、これまでは保護者がそれぞれ直接保育園に電話をして入れるか入れないかという確認をしてしまい、混乱を招いていたということがありましたが、今後は保育課のほうで一括して相談を受けて、保育課が主体になって医療的ケアの状況等々を確認して、受け入れられる状況かどうかを見極め、それから入園希望の申請書を出していただく流れで行っていくことになりました。その中で、10月から11月にかけての申込み期間に間に合うように事前相談等を進めていくということになると、保護者や関係者に、いつ、どのように周知していくのかということを経後話し合っていかなければいけないという意見が出ていました。

それから、医療的ケア児のデータベースについて、令和5年度から運用を開始していますが、転居した場合、医療的ケアがなくなった場合、お亡くなりになってしまった場合などに、データベースの情報をどのようにするかということを検討しました。個人情報が多く入っているので、データベース上にずっと残るとするのはよろしくないという話になりまして、年度末にデータベースを必ず整理し、年度ごとに見直していくということで共有をしました。

以上、報告になります。

〈 会長 〉

ありがとうございました。今の報告について御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。

〈 障害福祉関係機関委員 〉

今、調布市にいらっしゃる医療的ケア児の方で、医療ケアスコア表に当てはまらないような医療ケアがある方は、調布市に今いらっしゃるのでしょうか。当事業所のほうで受け入れしていくときに、ナースの研修等も検討していきまして、今年は呼吸器の勉強会を、業者さんと呼んでやるのですけれども、医療的ケアスコア表に載っていないような、何かちょっと特殊な医療ケアのある方がいらっしゃれば、今後スタッフの研修にも反映していきたいなというのがあったので、もし特殊な医療ケアの方がいらっしゃれば、教えていただければと思います。

〈 事務局 〉

御質問ありがとうございます。特殊な医療的ケアといいますと、具体的にはどのようなケアになりますでしょうか。

〈 障害福祉関係機関委員 〉

けやきの森学園に去年4月に就学した方で、C Vの医療的ケアがあり、学校では対応し切れないということがあって、試験的に今年度学校でいろんな取組をしていただいていると思います。一般的には吸引、注入、導尿、浣腸、呼吸器とかよく出てくるのですけれども、学校では受入れを今現在はいしていないC Vとか、ほかにインシュリンの皮下注射を必要とされる方とか、そういった方を今までお預かりしたことがなかったもので、そういった方が今後出てくるのか分かれば。病院だと先生が注射されることが多くて、小児のナースさんは注射をされている経験が割と少ないので、そのような受入れに関してちょっと伺えたらと思ったのですけれども。

〈 事務局 〉

ありがとうございます。今、調布市で把握している医療的ケア児のケアの内容としては、まず呼吸器と吸引、吸入、あとC Vも把握しています。ただ、糖尿病の方で血糖値を測定するような方に関しては、今のところ医療的ケア児として把握していない状況になります。

〈 会長 〉

では、議題（3）に移らせていただきます。「調布市小・中学校における医療的ケアガイドライン（案）」の状況について、学務課からよろしくお願いします。

では、画面共有をお願いします。

〈 学務課委員 〉

教育部学務課から御説明をさせていただきます。

「市立小・中学校における医療的ケアガイドライン」（案）の進捗状況についてとなります。今、共有いただいています資料2が概要になりますので、こちらも併せて御覧いただければと思います。

前回8月の第1回目の連絡会におきましては、ガイドラインの案を教育委員会にて策定したこと、そしてまた、今年度は学校側へ校長会等を通じまして説明を行い、理解を得ながらガイドラインの策定を進めていくことを報告させていただきました。資料2の概要に基づいて簡単に改めて御説明をさせていただきます。

資料の左下の3番、調布市における医療的ケアの取組状況になりますけれども、調布市では特別支援教育推進計画においても、医療的ケアガイドラインに基づき実施していくことが示されておりまして、今後、ケアが必要な児童・生徒が入学した場合は、ガイドラインに基づいて安全に実施できるよう努めることとなります。また、こちらの連絡会におきまして、ガイドライン策定に関して連絡会の委員の皆様とも連携をしながら、医療的ケアの適切な進行管理に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

こちらのガイドラインは、4番の位置づけのところにありますように、文部科学省の資料ですとか、都立学校における医療的ケア実施指針を参考に、基本的な考え方、関係機関の役割、手続方法などを示しております。項目としましては、本ガイドラインの主な内容を御覧いただければと思います。まず1番が目的と意義、2番目が実施できる医療的ケアの行為11項目になっております。3番が医療的ケアを実施する条件、4番が実施対象の要件、5番が医療的ケアの実施者、こちらは看護師が実施することを基本としております。6番は各役割分担を明示しております。そのほか、緊急時の対応、行事の対応、学校以外に外出する場合の対応、実施の流れのフロー図という構成がなされております。

ここで、これまでの進捗状況なのですけれども、今年度、学校長への説明が終わり、意見等をただいま集約しているところでございます。来月、3月以降につきましては、養護教諭の説明を予定しておりまして、学校側の理解を得ながら来年度、令和7年度の策定を見据えている状況でございます。現在、市立小・中学校におきましては、医療的ケアが必要な児童・生徒は在学しておりませんが、今後、医療的ケアが必要なお子さまが入学または転入してきたときに、学校で安全に受け入れることができるように学校への説明を行っていききたいと思っております。

来年度の策定を目指しておりますが、策定後、運用開始後も、実際に入学する医療的ケア児のお子さまの状況に応じては修正等が必要になってくるかと思っておりますので、こちらでまた皆様に御意見等を伺いながら御協力をいただくことになると思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

〈 会長 〉

ありがとうございました。

質問よろしいですか。今のところ市立小・中学校に医療的ケア児のお子さんはいらっしゃらないということなのですけれども、例えば今後出てきたときに、行く小学校を学区で決めていくのか、あるいは医療的ケア児を受け入れる学校を主に指定して、そこに集積していくような形にするのか。その辺りの方針というのは今のところ決まっているのでしょうか。

〈 学務課委員 〉

ありがとうございます。すみません。本日、私のほうで明確なお答えはできないのですけれども、過去の例でいいますと、やはり学区のところに御兄弟が通っているということがあり、医療的ケアの内容にもよりますが、まずは地域の学校と相談をさせていただいてというところになるかと思っております。御質問いただきましたので、こちら

としても改めて確認をさせていただきます。ありがとうございます。

〈 会長 〉

ありがとうございました。あくまでも個人的な意見なのですが、分散すると、管理や、あるいは対応などでなかなか苦慮する場面が導入時は増えるのではないかということもありますので、ある程度拠点設けるほうがいろんな意味で物事がスムーズに行ったり、あるいは人員を集積したりということはできるのかなと思っています。難しい部分もあると思いますので、何か分かりましたら報告をよろしくお願いします。

〈 指導室委員 〉

御質問ありがとうございました。おっしゃるとおりで、医療的ケアについて、新しい取組を実施する場合、諸条件を整備し、モデル事業として、モデル校を設けて進めていくというやり方は、大変有効だと思います。しかし、今のところ、本市立小・中学校において実施者がいないことから、医療的ケアについて具体的にどのように進めていくかについては、検討すべき事項が多々あります。また、今後、学校で実際に医療的ケアを実施していく中で、生じる課題等もあると思います。ただ今、いただきました拠点校の設定というご意見についても、多様な観点から検証し、医療的ケアの実施に生かしていきたいと思っています。

〈 会長 〉

ありがとうございました。

では、議題（４）医療的ケア児の認可保育園申込みの流れについてに移ります。保育課からお願いします。画面共有もお願いします。

〈 保育課委員 〉

保育園の入園申込みの流れについて共有させていただければと思います。現在、調布市内の保育園では、公立保育園１園で１名の医療的ケア児を受け入れています。必要な医療的ケアとしては経鼻経管栄養になります。主に１日２回、週５日、訪問看護ステーションの方に御協力いただき、医療的ケアをしながら保育を実施しています。

医療的ケア児の入園申込みに当たっては、事前に保育課での相談や、保育園との調整が必要となります。本日は入園申込みの流れについて、この場をお借りして共有させていただきたいと思っています。

まず、入園希望の方には保育課に事前相談に来ていただきます。保育園の一般的な在園要件、申込みの流れについてその場で御説明をさせていただきます。次に、説明した内容を踏まえて保育園へ入園を希望するとなった場合には、主治医が作成する意見書兼指示書の提出を依頼させていただきます。その後、受領した意見書兼指示書を基に、医療的ケアの実施の可否について保育課事務局と保育園で検討していくことになります。その検討の結果、医療的ケアの実施が可能と判断した際に、初めて保育園の入園申込みをしていただくようになります。保育園の入園については、現状、保育を必要とする児童が多くいる関係で、医療的ケアの有無にかかわらず、保護者の就労状況などによる保育の必要性が高い方から順番に御案内することになります。医療的ケアを実施可能と判断した場合でも、保育の必要性が低い場合については、保育園の

内定が出ない可能性もございますので、御了承いただければと思っております。

以上が入園申込みまでの簡単な流れになります。皆様におかれましても、入園を希望する保護者の方がいらっしゃいましたら、まずは希望する保育園ではなくて、調布市の保育課まで一度お問合せをいただくように周知いただけると助かります。

内容は以上になります。

〈 会長 〉

ありがとうございました。保育課からの御説明に御質問ある方はいらっしゃいますか。

保育園については、いわゆる保活ということで、なかなか保育園が決まらなと悩まれている親御さんは多いと思うのですけれども、その辺りで例えば東京都医療的ケア児支援センターに、保育園に入りたいけれども、どうしたらいいかというような相談はあるのでしょうか。それともう1つ、各自治体の医療的ケア児が保育園とどのようなつながりを持って、入園等の手続を行っているかというところをもし分かれば教えていただければなと思うのですが、いかがでしょうか。

〈 東京都医療的ケア児支援センター職員 〉

ありがとうございます。保育園に入りたいという御相談ももちろんですが、今通っているけれども、ちょっといろいろ問題があつてという御相談もございます。それぞれの市区町村で手続方法が多少異なる部分もあるのですけれども、大体が保育課に申込みをされて、その後、調布市にもいらっしゃると思うのですが、医療的ケア児等コーディネーターのところで一緒に話をしながら進めていくとか、あと、これは少ないとは思いますが、相談支援専門員で医療的ケア児コーディネーターを持っている方とか、あとは持っていないけれども、相談支援が今後必要ということで入っている場合があります。児童発達支援に通っていると、サービス等利用計画というのが基本的には必要にはなってくるので、相談支援において一緒に伴走しながら進めることになります。今、医療的ケア児支援法がありますので、保育園、小学校に関しても基本的には受け入れる方向というのは皆さん一致しているのですが、先ほどもありましたけれども、医療的ケアの内容ですね。スコア表に載る、載らないとか、医療的ケアが部分的な時間でオーケーなのか、ずっと必要なのかとか、そういったところの御相談はございます。あと、地域によっては、受け入れる園に決まっているところもあるので、そうすると、大分自宅から遠いとか、そのような問題もございます。すみません、補足があったらお願いします。

〈 東京都医療的ケア児支援センター職員 〉

今の職員が言ったとおりかと思います。自治体によって、窓口を保育課にして、保育課から調整していくところと、医ケアコーディネーターがそこに入って、検討会などに同行したり、病院にも同行したりするようなどころがあります。あとは、保育コンシェルジュみたいな方を置いて、その方が窓口になって、受け入れられる園の調整をするなど、いずれにしても仲介に入るような役割の方ができてきているというような印象です。以上です。

〈 会長 〉

ありがとうございました。先ほど小・中学校の話でもありましたけれども、ほかの自治体では、やはりいわゆるモデル保育園みたいな、受け入れる保育園をある程度決めてやるケースが多いのかと。もちろん地域の移動など、いろいろ問題な部分はあると思うのですが、どうでしょうか。あるいは保護者の方が入りたいというところを自由に決めて、そこをサポートしていくような形が多いのか。一般的にはどちらが多いのですかね。

〈 東京都医療的ケア児支援センター職員 〉

そこも結構まちまちですね。23区も含めると、医療的ケア児を受け入れる保育園を決めて、バスのルートを決めて、園まで送っていくような方法をかなり大々的にやっている区もありますし、御希望の園をお聞きして、そこでまず調整できるかを検討しているところもあります。本当にそこはそれぞれです。あとは、まずは公立の園からということで受入れをして、民間に広げていくというところもありますし、自治体によっては公立の園が残っていないところもありますので、そうすると、民間の園で受けて、受入れに当たっては、自治体が研修の実施や、看護師の配置のところが丁寧にバックアップしながらやっていく自治体もあります。ただ、1つの園に集めると、先ほどお話も出ていましたけれども、送迎するのに遠いという問題が出てきてしまいますので、両側面あると思います。あとは、1か所に集めると、学校に上がったときに自分のエリアでないところのお友達が多くなってしまいますので、地域で生きていく上でその辺がどうかといったところが側面としてはあると思っています。

〈 会長 〉

ありがとうございました。

〈 東京都医療的ケア児支援センター職員 〉

今の職員が言いましたように公立の園が大半なのですが、もともと私立園に入っていた方が、在園中に1型糖尿病になって、インシュリンなど医療的ケアが必要になって、もともと私立園に入っていたのを公立園に移行するというのは、違うよねということになり、行政が補助を出して医療的ケアに関する研修をして、もともといた私立園に在籍し続けている方もいます。あと、小学校に関しては、大体看護師がついていて、今のところ把握している限りでは、導尿とか、インシュリンの方が多く、呼吸器の方は26市ではないのですが、区部にはいるため、そこにきちんと看護師配置するために、保育園から学校に上がるという段階で、1年ぐらい前から予算づけも含めて対応しているところが多くあるかと思います。補足で以上になります。

〈 会長 〉

ありがとうございました。今のお話は常駐で看護師がいるということなのですか。それとも派遣という形なのですか。

〈 東京都医療的ケア児支援センター職員 〉

小学校のほうは派遣です。教育委員会と委託契約をして、今のところケアの決まっ

た時間に行けばいい方になります。ただ、区部に関しては呼吸器もあり、吸引などで常駐する必要のある方には常駐になっています。以上です。

〈 会長 〉

それぞれのケアの内容によっては常駐を置いている小・中学校もあるという理解でいいですか。

〈 東京都医療的ケア児支援センター職員 〉

そうです。

〈 会長 〉

なるほど。ありがとうございました。

僕も小児科で毎日いろんなお子さんの診療をさせていただく中で、調布市でも御両親が働いている親御さんは9割ぐらいいる印象で、この地域は多いです。ということは、皆様、保育園を御利用されているのですけれども、やはりすぐにお熱が出ると呼ばれてしまったりとか、ちょっと吐いたらすぐ呼ばれてしまったりというような状況があります。これは健常児でもそのような状況ですから、医療的ケア児の方だと（どうなるのか）。子どもたちの支援はもちろんなのですが、今回の医療的ケア児支援法では親御さんたちの離職を防止するというのも大きな目的だと思いますので、果たしてその辺りが十分サポートできるのか。先ほど申し上げた通り、お熱が少し出るだけでもすぐに呼ばれたり、病児保育が充実していないのが一般的な状況の中で、それにプラス医療的ケア児の支援が本当にできるのかというところは、今日お話ししながらも日々感じています。結局、行政が一生懸命やって保育園を充実させたとしても、働いている親御さんの会社、職場の理解の部分も大きいと思いますので、おそらく社会が全体的に変わっていかないと、結局は解決しない問題ではないかなというのは、日々感じております。なかなか解決できない内容だとは思いますが、何か御意見等あれば教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

〈 東京都医療的ケア児支援センター職員 〉

短期入所でも結構こもり熱とかがお子さんはあるのですよね。車椅子の構造とか、そういったところでどうしても熱がこもってしまう。クーリングするとか、場所を変えとか、位置を変えとかすれば熱は下がるのですけれども、それだけでお迎えとなると、やはり命がかかっているのは分かりますが、これが児童発達支援だと、意外とその子の状況が分かっている、対応してもらえたというのはお母さんたちの声としてあります。あと、これは小学校になると、どうしても医療的ケアの方は付き添いが必要なのですよね。けやきの森さんも含めてなのですから、先生からの指示書の対応がかなり今厳しくて、1ミリ、2ミリ、3ミリの違いで対応できないというような御相談は結構あつたりします。命なので臨機応変にというのは難しい側面はあるのだと思いますが、やはり数字ではなくて御本人を見てほしいなという感じはともします。以上です。

〈 会長 〉

おっしゃるとおりで、本当にそれぞれ個々のお子さんによって数字では割り切れない、日々、毎日接することで理解できたり、あるいはケアができたりということは、特にこういうお子さんには多いと思います。そうなると、ただ入園（入学）して、ガイドラインを作っておしまいということは絶対無理な話だと思いますので、やはりその子たちに関わる人たちや、看護師も一人、二人ではなくて複数に関わるようサポートできないと、小さなトラブルから大きなトラブルになってしまう可能性もあるのかなと思います。これは大病院なんかでも、この看護師さんはこの子のことを分かっているけれども、この看護師さんは分かっているのか、そういうレベルの話になってきてしまうので、なかなか難しい面もあるのかなと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

〈 事務局 〉

ありがとうございました。

では、次第の（４）その他に移ります。全体を通しての御質問、また議題以外のことで共有したいことなどがある方はいらっしゃいますでしょうか。

では事務連絡をさせていただきます。皆様、令和５年からこの連絡会の委員を務めていただきました。３月３１日をもって、約２年間の任期が終了することになります。交代等で途中から御出席の方もいらっしゃいましたが、本当に皆さん、どうもありがとうございました。来年度に向けては、皆様の御所属に委員の推薦を依頼する文書をお送りすることになると思いますので、よろしく願いいたします。庁内委員の皆さんは来月実務者会がありますので、引き続きお願いします。

今回の会議の議事録については、作成して皆様にメールで送付させていただきますので、訂正等の御確認をお願いいたします。第１回の議事録についても合わせてお送りできればと思います。確認後、ホームページに掲載する予定です。

それでは、以上をもちまして、令和６年度第２回の調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会を終了といたします。お忙しい中、御参加いただきまして、どうもありがとうございました。

——了——